

地域密着型サービスで介護予防サービスがある事業については、1 行で介護と介護予防を兼ねることができるため、
該当のサービスを選択し記入してください。

・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
実績報告書(令和 5 年度)

最初に必ず記入してください

1 基本情報<共通>

フリガナ	株式会社広域ケアサービス		
法人名	株式会社広域ケアサービス		
法人所在地	〒 812-0044	福岡県福岡市博多区千代4丁目1番27号	
フリガナ	コウイキ ハナコ		
書類作成担当者	広域 花子		
連絡先	電話番号	092-643-7055	E-mail
			〇〇〇〇@fukuoka-kaigo.jp

【記載の順番】

- ①基本情報入力シート
- ②別紙様式3-2
- ③別紙様式3-1の自動転記部分以外の箇所(色付きのセル)

必ずこの順番で様式の作成を行ってください。

【本実績報告書で報告する加算】 ※取得した加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

☒ 介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)	☒ 介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	☒ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)
---	--	--

2 実績報告について<共通>

- ・2(2)(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要
- I 【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- II 【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- III 【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- IV 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないこと。

令和5年度に算定した加算の種類に「○」を付けてください。

(1)加算額以上の賃金改善について(全体)

取得した加算の合計		
① 令和 5 年度の加算の総額	29,727,000	円
② 加算による賃金改善所要額の総額 (①の加算の総額以上であること)	31,532,170	円

処遇改善加算による賃金算出の具体的な方法は問各職員の賃金改善の所要また、事業所ごとの内訳

(2)加算額以上の賃金改善について(各加算の内訳)

	要件 I	要件 II	要件 III
	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算
① 令和 5 年度の加算の額	20,757,000 円	6,784,000 円	2,186,000 円
② 各加算による賃金改善所要額 (①の各加算の額以上であること)	(a) 20,758,000 円	(b) 8,588,129 円	(c) 2,186,041 円

(3)加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和 5 年度の加算の影響を除いた賃金額	(d)-(g) 148,467,830 円
(ア)本年度の賃金の総額	(d) 180,000,000 円
(イ)本年度の加算による賃金改善所要額の総額(再掲)	(e) 31,532,170 円
② 前年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと)	(f)-(g)-(h)-(i)-(j) 143,207,800 円
(ア)前年度の賃金の総額	(f) 170,000,000 円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	(g) 18,560,000 円
(ウ)前年度の特定加算の総額	(h) 6,732,000 円
(エ)前年度のベースアップ等加算の総額 (介護職員処遇改善支援補助金の総額を含む)	(i) 1,500,200 円
(オ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	(j) 円

要件 IV

(4) 前年度の独自の賃金改善(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)

- ・ 2(3)②(オ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

※初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算そのものの配分を除いた額を記載すること。

3 各加算の要件について

- ・ 3(1)(2)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。

【特定加算】

- V 経験・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の介護職員(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。)
- VI 他の介護職員(B)の特定加算による平均賃金改善額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)
- VII 特定加算による賃金改善の対象としたその他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと
- VIII 経験・技能のある介護職員(A)のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

【ベースアップ等加算】

- IX 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

(1) 介護職員等特定処遇改善加算の要件について

	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
① 特定加算による賃金改善を実施したグループ ※加算の配分対象としたグループに必ずチェック(✓)すること	☒	☒	☒
② 一月当たりの常勤換算職員数	3.0 人	35.5 人	11.0 人
③ 特定加算による賃金改善所要額(年額)	705,882 円	6,862,400 円	1,019,847 円
④ 特定加算による平均賃金改善所要額(月額)	19,608 円	16,109 円	7,726 円
⑤ 特定加算による平均賃金改善所要額の比率 (グループごとの配分比率)	(1.22)	(1.00)	(0.48)
⑥ 他の介護職員(B)とその他の職種(C)の平均賃金額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入			
(参考) 特定加算による本年度の賃金改善所要額(総額・年額)		8,588,129 円	
⑦ 特定加算による賃金改善の対象としたその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金額(年額)		4,260,000 円	
⑧ 経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者の数		3 人	
⑨ 本計画書に記載した特定加算の取得を届け出た事業所数(短期入所系・総合事業の重複除く)		4 か所	
⑩ 「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上と」 ☒ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 ☐ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げる必要があるため。 ☐ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所の業務を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 ☐ その他 ()	ここは、⑧の数(別紙様式3-2のUの列に記載の数)が⑨の数(事業所数)を上回ってないと、“○”になりません。“×”の場合は⑩の欄の該当する理由にチェックしてください。		
⑪ ①で(A)にチェック(✓)がない場合その理由			

※②には、グループごとの一月当たりの常勤換算職員数を直接記入すること。
※⑥及び⑦には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、⑧の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法で人数を数えること。ただし、⑧の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2)介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

介護職員	i) ベースアップ等加算による賃金改善所要額	1,860,241	円	
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善所要額(年額)	1,246,361	円	(67.00) %
その他の職	ii) ベースアップ等加算による賃金改善所要額	325,800	円	
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善所要額(年額)	218,286	円	(67.00) %
(参考) ベースアップ等加算による賃金改善所要額(総額・年額)		2,186,041	円	

この割合は、66.6%～100.0%の範囲となるようにしてください。

(3)職場環境等要件に基づいて実施した取組について<処遇改善加算・特定加算>

- 【処遇改善加算】
- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。
- 【特定加算】
- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「人職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	☒ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	☐ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	☐ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	☐ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	☒ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	☒ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	☐ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	☐ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	☒ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	☒ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規転換の制度等の整備
	☒ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	☐ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	☐ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等痛対策の実施
	☐ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の充実
	☒ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	☒ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	☒ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	☒ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の提供)等による役割分担の明確化
	☐ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	☐ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	☒ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケアの改善
	☐ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	☐ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	☐ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

特定処遇も算定している場合は各区分から1項目以上、処遇改善のみの場合は全24項目から1項目以上の取組が必要となります。

(4)その他(やむを得ず配分比率を満たすことができなくなった場合等)については、以下の欄に記載する

※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。
※ 処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算に関して、虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費の返還や介護事業者の指定取消となる場合があるので留意すること。

実績報告書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 〇 月 〇 日 法人名 株式会社広域ケアサービス
代表者 職名 代表取締役 氏名 広域 太郎

別紙様式3-2介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書(施設・事業所別個表)

法人名株式会社広域ケアサービス

	本年度の加算の総額[円]
処遇改善加算	20,757,000
特定加算	6,784,000
ベースアップ等加算	2,186,000

ドロップダウンリストで選択してください。

【記入上の注意】

・本表に記載する事業所は、計画書の「別紙様式2-2」、「2-3」及び「2-4」に記載した事業所と一致しなければならない。事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。

介護保険事業所番号	指定権者	事業所の所在地		事業所名	サービス名	処遇改善加算		特定加算			ベースアップ等加算	
		都道府県	市区町村			算定する 加算区分	本年度の加算 の総額[円]	算定する 加算区分	本年度の加算 の総額[円]	経験・技能のある介護職員のうち月平均8万円以上又は年額440万円以上[人]	本年度のベースアップ等加算の総額[円]	
1	4012876543	福岡県	福岡県	志免町	広域ヘルパーステーション	訪問介護	加算Ⅰ	5,480,000	特定Ⅰ	2,520,000	1	120,000
2	4012876543	福岡県介護保険広域連合、福岡市、粕屋町	福岡県	志免町	広域ヘルパーステーション	訪問型サービス(総合事業)	加算Ⅰ	1,096,000	特定Ⅰ	504,000	0	250,000
3	4012345678	福岡県	福岡県	水巻町	連合デイサービス	通所介護	加算Ⅰ	5,170,000	特定Ⅱ	1,457,000	1	700,000
4	4012345678	福岡県介護保険広域連合、北九州市	福岡県	水巻町	連合デイサービス	通所型サービス(総合事業)	加算Ⅰ	888,000	特定Ⅱ	248,000	0	125,000
5	4023570011	福岡県介護保険広域連合	福岡県	柳川市	ふくおかデイサービス	地域密着型通所介護	加算Ⅱ	1,770,000	特定Ⅱ	300,000	0	110,000
6	4023570011	福岡県介護保険広域連合	福岡県	柳川市	ふくおかデイサービス	通所型サービス(総合事業)	加算Ⅱ	295,000	特定Ⅱ	50,000	0	21,000
7	4012348765	福岡県介護保険広域連合	福岡県	鞍手町	グループホーム広域	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	加算Ⅰ	6,058,000	特定Ⅱ	1,705,000	1	860,000
8					訪問介護・通所介護(地域密着型を含む)と総合事業(訪問型サービス・通所型サービス)の指定							